

## 鳥取県告示第59号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成21年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字屋堂羅字イガラシ1205の1、1205の2、1205の6から1205の16まで、1205の20、1205の25から1205の40まで、1205の47から1205の62まで、字カラカ谷1206の1から1206の15まで、1207から1211まで、字小サコ1212から1214まで、字水谷1215から1219まで、1219の1、1219の2、1220から1222まで、1223の3から1223の51まで、1224から1226まで、1226の1、字立カイ1227から1230まで、1230の1から1230の3まで、1231の1から1231の5まで、1232から1235まで、1235の1、字小場ノ向1236、1238から1242まで、1242の1、1242の3、1243、1244、1244の1、1245、1245の1、1246、1246の1から1246の3まで、1247、字小シラ谷1248の1、1249の1から1249の18まで、1250、字ナツワクチ1251、1251の1から1251の8まで、1252の1から1252の22まで、字桑外谷1253の1から1253の3まで、1253の5から1253の13まで、1254、1255の1、1255の2、1256から1259まで、1259の1、1260、1261の9、1261の10、1261の1から1261の8まで、1262、1262の1、1263から1265まで、1265の1、1266、1266の1から1266の8まで、1267の1、字大石谷1268、1268の1、1269、1269の1、1270、1270の1、1271から1273まで、1273の1、1274、1274の1、1275、1276、1276の1、字寺谷1277、1278の1、1278の3、1279、1279の1、1280、1281、1282の1から1282の4まで、1283の1、字観音堂谷1284から1290まで、字羽落谷1292の1、1292の2、1293の1、1293の2、1294、1294の1、1295、字社谷996、997の1から997の5まで、998、998の1、999、1000、1000の1から1000の4まで、1001、1001の1から1001の3まで、1002、1002の1から1002の3まで、1003、1004、1004の1、1004の2、1005、1006、1006の1から1006の4まで、字瀧谷1007、1007の1、1007の2、1008、1008の1から1008の3まで、1009の1から1009の4まで、1010から1016まで、1017の1から1017の27まで、1018、1018の1、1019から1022まで、1023の1、1023の2、1024、1024の1、字畑ヶ谷1025の3から1025の23まで、字大谷1026、1026の3、1026の4、1026の8から1026の38まで、1027、1027の1、1027の2、1028、字西開市1029、1030の1から1030の9まで、1031の1、1031から1036まで、1036の1、1037、1038、字大畑ヶ谷1042から1045まで、1045の1、1046、1047、1048の1から1048の4まで、1049から1051まで、1051の1、1052、1053、1053の1から1053の3まで、1054、1055、1055の1、1056から1058まで、1058の1、1059、1060、字小場ノ奥1063、1064、1066から1068まで、1068の1、1069、1069の1、1070から1075まで、1075の1、1076から1080まで、1082の1から1082の12まで、1082の14、1083から1090まで、1090の1、1091から1093まで、1093の1、1094、1096、1097の1、1097の2、字カンコウ谷1098から1107まで、1108の1から1108の4まで、1109から1111まで、1111の1、1112から1114まで、1114の1、1115から1119まで、1119の1、1120から1124まで、1125の1、1125の2、1126、1126の1、字黒谷1128、1129の1、1129の2、1130から1134まで、1136、1136の1、1137、1137の1、1139から1143まで、1143の1、1144、1145の1、1145の2、1146の1、1146の2、1147の1、1147の2、1147の19、字カンドコ1147の3から1147の18まで、1149から1151まで、1151の1、1152から1165まで、1166の1から1166の9まで、1167から1169まで、1169の1、1170から1181まで、字カツラ谷1188の1から1188の18まで、1189から1191まで、1193から1199まで、大字中原字木地屋ノ下モ1308の22から1308の32まで、1308の35、1308の36、1309から1311まで、字木地屋ノ上1312から1318まで、1319の2から1319の12まで、1319の15、1320から1323まで、1323の1、1324、字大岩谷1325の4、1325の10から1325の25まで、1325の40、1326、1326の1、1327、字外ノ岡1344の1、1344の2、1345の4、1345の5、1345の10から1345の21まで、1347の2、1347の5、1347の6、1347の19から1347の36まで、1347の38から1347の45まで、1347の48から1347の56まで、1347の58から1347の63まで、1347の71、1347の73、1347の77から1347の80まで、1347の83から1347の85まで、1347の87、1348から1350まで、1354、

1355の1から1355の3まで、1356、字大室1363、1363の1から1363の27まで、1363の29、1363の30、1363の34、1363の38、1363の39、1363の41から1363の43まで、1364、1366の13、1366の15、1366の16、1366の20、1366の21、1366の23から1366の26まで、1366の29から1366の41まで、1366の49、大字茗荷谷字タキ谷338の2、338の4、338の11から338の17まで、338の26から338の30まで、339の2、339の4、339の5、339の51から339の67まで、宇尾出見345の1、345の4、345の68から345の133まで、346の1から346の3まで、346の6から346の139まで、346の179、宇川原谷352の1、352の3、352の4、352の13から352の48まで、352の146から352の204まで、352の214、352の215、352の242、353の2から353の5まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)